

韓国における産業財産権紛争調整制度について



崔達龍国際特許法律事務所

崔 成基
弁理士

崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔成基氏の専門は、電気・電子・機械分野である。

■ 概要

韓国において産業財産権等に関する紛争がある場合、訴訟や審判を通して解決すると多くの費用と時間を要するが、産業財産権紛争調整制度を活用すれば、少ない費用（調整費用無料、代理人依頼時の代理人費用が必要）で短期間（3か月以内）に紛争を解決することができる。産業財産権紛争調整制度により調整が成立した場合、確定判決と同一の裁判上での和解の効力を持つ。

■ 詳細及び留意点

1. 産業財産権紛争調整制度の意義

本制度は、産業財産権等に関する紛争で訴訟や審判に要する費用と時間を節約するための制度である。特許庁が「産業財産権紛争調整委員会」を設置し、当事者が紛争解決手続に直接参加することで、相互間の合意を誘導する。

2. 産業財産権紛争調整制度の対象

本制度は、産業財産権（産業財産権の出願を含む）、職務発明、営業秘密（技術上の情報に関連された営業秘密）に関連する紛争を対象とする（発明振興法第41条第1項）。産業財産権には特許権、実用新案権、デザイン権および商標権が含まれる。

紛争中で産業財産権の無効および取消可否、権利範囲の確認等の判断のみを要請する事項は調整申請の対象とすることができない（発明振興法第44条）。

3. 調整申請をすることができる者

①産業財産権の出願人、②権利者、③実施権者、④使用权者、⑤職務発明者、⑥営業秘密(技術上の情報に関連された営業秘密)を保有した者および⑦該当権利(産業財産権)の実施、職務発明または営業秘密と直接的な利害関係¹がある者は調整申請をすることができる(発明振興法第43条の2第1項)。

国内に住所または営業所を持たない者(在外者)の場合には、代理人を通してのみ申請をすることができる。

4. 調整の期間

委員会は調整申請された日から3か月以内に調整をしなければならない。ただし、相当の事由があると認められる場合には、1か月単位で3回に限り調整期間を延長ことができ、延長期間および事由を事件の当事者に通知しなければならない(発明振興法第43条第3項)。

5. 産業財産権紛争調整制度の手続

(1)産業財産権紛争調整申請書の提出

a)紛争の調整を受けようとする者は、申請の趣旨と原因(「調整申請の理由」および「紛争事実および交渉経過の概要」)を記した産業財産権紛争調整申請書を産業財産権紛争調整委員会に提出して調整を申請することができる(発明振興法第43条第1項)。

特許庁の産業財産権紛争調整委員会のホームページ(<https://www.koipa.re.kr/adr/>)で申請書をダウンロードして郵便、電子メールまたはFAXで提出することができる。

b)被申請人が在外者である場合、英文または被申請人の母国語に翻訳した調整申請書をともに提出しなければならない(産業財産権紛争調整委員会運営細則第15条第1項ただし書)。

¹「利害関係」とは、例えば産業財産権の実施、職務発明または営業秘密と関連して契約関係にある場合や、発明の実施と関連して産業財産権の権利者から警告状を受けた場合等をいう。

c)申請人は調整申請書の原本とともに被申請人の数の副本を提出しなければならない（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 15 条第 2 項）。

d)委員長は申請書の記載事項および必要な書類が提出されているかを審査し、必要と判断した場合には相当の期間を定め、その補完を要求しなければならない（発明振興法施行令第 22 条第 2 項、産業財産権紛争調整委員会運営細則第 15 条第 4 項）。

e) 調整申請の変更、却下、取下げ

申請人は調整申請書を提出した後 30 日以内に、その内容の変更を申請することができる（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 16 条）。

発明振興法第 42 条の 2 による、調整申請をすることができる者による調整申請ではない、あるいは第 44 条の調整申請の対象から除外される事項の調整申請である場合には調整申請が却下される（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 18 条）。

申請者は調整手続が終結される前に書面で調整申請を取り下げることができる（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 19 条）。

(2)出席要請書の送付

調整申請が受理されると被申請人に調整申請書副本等を添付し、出席要請書が送付される（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 20 条）。

(3)答弁書の提出

出席要請書を受けた被申請人は答弁書の提出期限日まで①調整に応じるかどうか、②申請人の調整申請趣旨と理由等に対する意見、③紛争解決のための要請事項等を記載した答弁書を委員長に提出しなければならない（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 21 条第 1 項）。

答弁書は出席要請書を通報（送付）した日から 20 日（在外者の場合 30 日）以内に提出しなければならない（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 21 条第 2 項）。

(4)紛争調整

a)委員長は調整部の意見を聞き、当該事件の紛争調整のための調整期日を指定し、当事者または代理人に通知する（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 25 条）。調整期日は当事者の正当な事由による延期申請があったり、調整案の受諾または拒否を最終決定するにあたり、当事者のうち一方が一定の期間が必要であると要請する場合、7 日の範囲内で調整期日を延期することができる（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 26 条）。

b)調整会議

調整部は調整期日に調整会議を通じて調整案を作成する（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 27 条）。

調整部は調整期日に両当事者が出席中、分離または相席させて作成された調整案の受諾勧誘等、和解を勧告し、調整案は調整案受諾勧誘過程で両当事者が合意する場合、その内容を修正することができる。調整期日に当事者のうち一方が出席しなかったり、委員長が必要と判断する場合には調整案を当事者に送付し、20 日（在外者の場合 30 日）以内に受諾可否を書面で提出することができる（産業財産権紛争調整委員会運営細則第 28 条）。

c)調整の成立

調整は当事者間で合意された事項を調書に記すことで成立する。

両当事者が和解することに合意した場合、調整調書を作成する。調整調書は裁判上の和解と同じ効力がある（発明振興法第 46 条）。

(5)調整の拒否および中止

紛争当事者の一方が調整を拒否した場合、紛争当事者のうち一方が法院に訴訟を提起したり、調整の申請があった後に法院に訴訟を提起した場合、調整をする実益がない場合には調整を拒否したり、中止することができる（発明振興法第 46 条の 2）。

調整をする実益がない場合とは、以下のいずれかに該当する場合である（発明振興法施行令第 23 条の 2）。

a)申請の内容について調整をする実益がないことが関係法令または客観的な資料により明白に認められる場合等において、申請人が調整申請書に対する補完要求を受け、正当な理由なく期限まで補完をしない場合

b)被申請人が提出期限までに答弁書を提出しない場合

c)当事者の所在不明および連絡途絶等で調整手続の進行が不可能な場合

d)申請人が同じ事案に対して同じ趣旨で 2 回以上の調整申請をした場合

e)申請の内容が調整をするに適切でないとして委員会で認められる場合

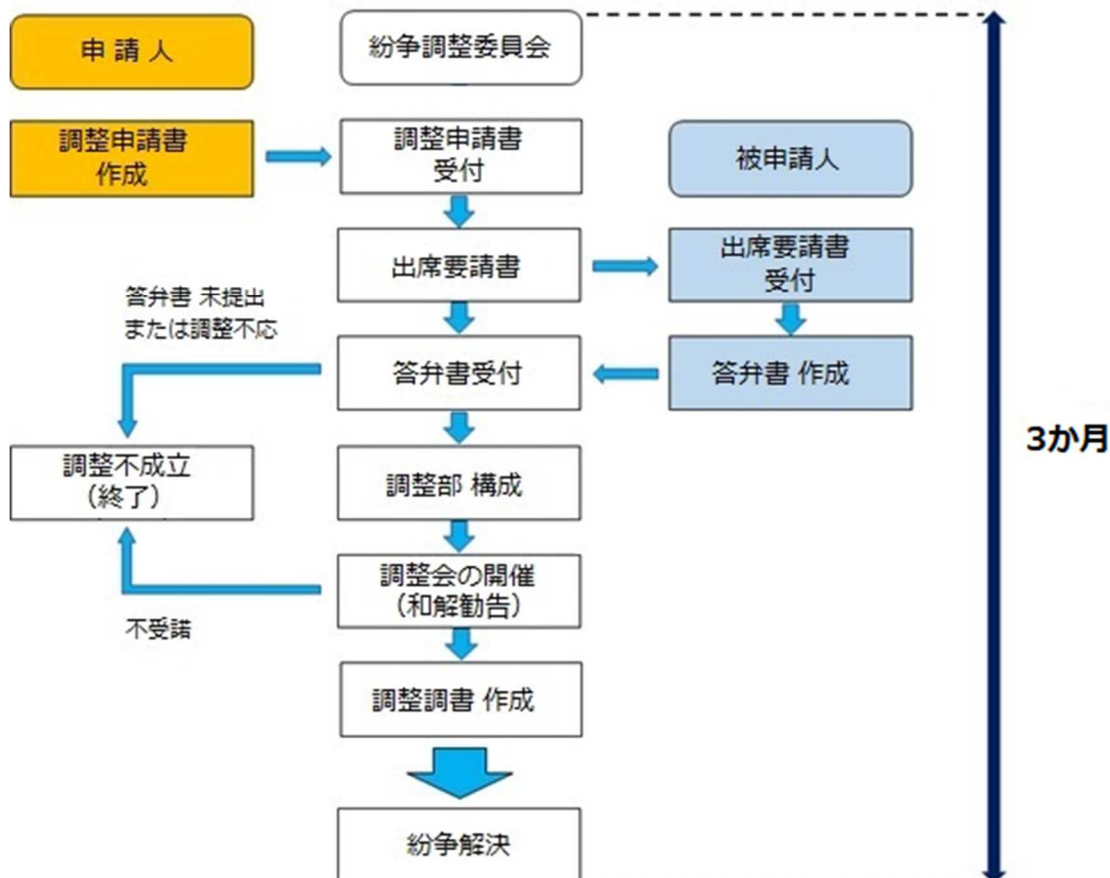


図1 紛争調整手続のフローチャート

6. 調整事件の分離または併合

委員会で必要と認めるときには、関連する調整事件を分離したり併合して審議することができる（発明振興法施行令第23条）。

7. 消滅時効の中断

調整申請は時効中断の効力があるが、調整が成立しない場合には、その不成立が確定した日から1か月以内に訴訟を提起しなければ時効中断の効力がない（発明振興法第47条）。

8. 非公開の進行

調整委員会委員または委員だった者は、その職務上知り得た産業財産権に対する秘密を漏洩してはならないという義務を有し（発明振興法第49条の2）、全ての手続が非公開で進行されるため企業の秘密が公開される心配がない。

■ソース

- ・発明振興法

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%9C%EB%A%85%EC%A7%84%ED%9D%A5%EB%B2%95>

- ・発明振興法施行令

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B0%9C%EB%A%85%EC%A7%84%ED%9D%A5%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>

- ・産業財産権紛争調整委員会運営細則

<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000089171>

- ・産業財産権紛争調整委員会のホームページ

<https://www.koipa.re.kr/adr/>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)